



住宅用火災警報器の設置状況調査のご協力のお願い



住宅用火災警報器は、すべての住宅へ設置が義務付けられています。

喜多方消防署では、住宅用火災警報器の設置促進に役立てるため、設置状況の調査を下記により実施いたします。

記

1 調査期間 令和7年9月16日（火） ～ 9月30日（火）

2 調査世帯 山崎行政区内の無作為に選定した 10世帯程度

3 調査方法

（1）戸別訪問（上記の調査世帯）

消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況について聞き取り調査を実施します。所要時間は2～3分程度です。

過度な負担とならないよう配慮いたしますので、ご協力お願いします。

（2）アンケートフォーム

QRコードを読み取りアンケートにご協力ください。

回答期間 令和7年9月1日（月）～9月30日（火）

※アンケートに回答いただいた世帯へは、訪問調査は実施しません。

アンケート結果に基づいた、チラシを投函させていただきます。



アンケートフォーム QRコード

4 その他

（1）消防職員は、所属名、氏名を名乗ります。身分を明らかにするため、消防手帳を携帯します。

（2）お答えいただいた内容に関しては、調査目的以外には使用しません。

問合せ先

喜多方消防署 担当：予防係

TEL:0241-22-6211